

健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区

[指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

正

準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(4.3 + 3.6) / 2 = 4.0$

4.0

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

	評価指標	進捗度	評点
1	総合評価(生活習慣病や寝たきりリスク等の医学的指標、「歩く」を基盤とした近隣環境の整備状況、身体活動量、ソーシャルキャピタル、ヘルスリテラシー)指標としての「健幸度」の開発	110%	5
2	地域住民の生活習慣病リスクと転倒リスク	84%	4
3	地域及び住民のソーシャルキャピタル(コミュニティ活性化)《定性的評価》	-	-
4	地域住民のヘルスリテラシー	99%	4
5	地域住民における1日の歩行数	85%	4
6	日常の主移動手段	106%	5
7	一人あたり医療費の増加率の抑制《定性的評価》	-	-
8	介護認定率の増加率の抑制	119%	5
9	モデル地区の中心市街地商店街の一日あたりの平均歩行者通行量の増加	62%	3

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 3 + 4 \times 3 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 7 = 4.3$

4.3

※1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。  
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

3.6

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

## II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii)の平均値  $(4.0+4.0+4.0)/3=4.0$

4.0

### i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置

(事項)

- ・ライジングボラード(自動昇降式車止)による車両通行制限実施

(概要)

- ・現行法で設置が可能との見解を受け、新潟市において歩行者優先の道路空間づくりとして、公道日本初のライジングボラードを設置する社会実験を行った。

(事項)

- ・連節バス(BRT)の導入と拡大に向けた手続きの簡素化

(概要)

- ・現行法で可能との見解をうけ、具体化に向け関係機関と協議を行い、それに基づき公共交通会議を開催し、導入に向けた情報を関係機関が共有し、審査が円滑に行われ、実質の審査期間の短縮が図られた。

(事項)

- ・地方公共団体の健康づくり政策策定と評価のために被用者保険のレセプトや健診データを利用するための情報を匿名化するルールの規定

(概要)

- ・現行法で可能との見解を受け、7自治体で自治体共用型健幸クラウドを開発し、平成26年4月より各市で本格的に運用を開始している。

専門家による評価の平均値

4.0

### ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

4.0

### iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.0

## III 総合評価

(専門家所見(主なもの))

4.0

- ・健幸クラウドを整備し、政策実施に役立てていること、参加各自治体の先行的取組みが他の自治体に「水平展開」されていること、さらに本特区参加自治体以外にも影響が及び始めていることは評価できる。
- ・健診受診率の向上、一人当たり医療費等市民の健康に関する行動を直接的・客観的に表す指標において計画通りの進捗が見られない。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.0

## 評価結果

I、II及びIIIを平均して算出  $(4.0+4.0+4.0)/3=4.0$

4.0

(注)評価に係る評点の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。